

VeriTrans 収納代行サービスに係る「本件決済サービス料金」について

この VeriTrans 収納代行サービスに係る「本件決済サービス料金」について（以下、「本記載」といいます。）は、VeriTrans 収納代行サービス利用基本規約（以下、「基本規約」といいます。）第 31 条（本件決済サービス料金）に基づき、本件決済サービス料金の具体的内容をお示しするものです。本記載において用いられる語句の定義は、本記載において特段の定めが無い限り、基本規約の定義に従うものとします。

なお、申込書において本記載と矛盾・抵触する、または異なる定めにつき合意した場合は、その合意を優先するものとします。

■本件決済サービス料金の構成

本件決済サービス料金は、以下の項目により構成されるものとします。

- (1) 初期費用
各決済サービス等の利用初回時にのみ発生する料金をいいます。
- (2) 月額費用
各決済サービス等の利用の対価として、毎月定額で発生する料金をいいます。
- (3) 取引手数料
決済件数、取扱高、その他の各決済サービス等毎に定められた個別の条件により発生する従量制の料金をいいます。
- (4) 付帯料金
本件決済サービスに付加される付帯的サービスの利用に伴い発生する料金をいいます。

■初期登録費用

本件決済サービス料金の初期登録費用は、申込書記載のとおりとします。

■月額費用

本件決済サービス料金の月額費用は、申込書記載のとおりとします。

■取引手数料および付帯料金

各決済サービス毎に以下のとおりとします。複数の取引手数料または付帯料金の定めがある場合、どの定めが適用されるかは申込書において特定されるものとします。

なお、以下の記載における甲は本件決済サービスの利用者、乙は当社を指すものとします。

また、付帯料金のうち「精算手数料」（本件決済サービスの利用の有無にかかわらず甲乙間において商品代金の精算、あるいは乙から甲に対する請求等が発生したときに限り定額で発生する料金をいいます。）については、一部の各決済サービス等に付帯するのではなく、本件決済サービス全体に付帯するものとします。

1. クレジットカード決済サービス

区別	名称	金額	定義等
取引手数料	トランザクション処理料	1 件毎に申込書において特定する額	乙の決済データ処理サーバーで受信したクレジットカード決済サービス（与信要求電文、売上要求電文、キャンセル（与信）要求電文、キャンセル（新規）要求電文の処理において取引結果が成功と失敗、キャンセル（売上）要求電文の処理において取引結果が成功と拒否、失敗、ダイレクト返品処理において取引結果が成功した場合）にかかわる料金です。上記電文の受信

			とそれらの結果電文の送信をあわせたものを1トランザクションとします。
同上	収納手数料	商品代金の合計額に、申込書において特定する料率を乗じた額	取扱期間ごとのクレジットカード決済サービスで収納された商品代金の合計額が対象となります。収納手数料には、決済事業者の所定の手数料が含まれます。
付帯料金	クレジットカード番号 全桁検索手数料	1件毎に申込書において特定する額	乙にクレジットカード番号の全桁検索を依頼されるときのみ発生する手数料です。
同上	オフライン処理手数料	1件毎に申込書において特定する額	取引の処理（与信取引に対する取消処理はサービス対象外）をオフライン（FAX またはメール等）で乙に依頼されるときのみ発生する手数料です
同上	追加ロジカルチャネル 利用料	1本毎に申込書において特定する額	ロジカルチャネル数（1マーチャントで同時に決済データ処理サーバーとの取引電文の送受信が可能なチャネル数）を追加する場合の料金です。
同上	悪用配送先確認サービス 利用料	1件毎に申込書において特定する額	甲が顧客から受領した配送先住所情報が悪用配送先住所リスト情報に該当するか否かの照合を行うサービスです。ただし、配送先住所が日本国外（海外）住所の場合は、悪用配送先確認サービス提供の対象外とします。また乙は、照合結果によって、通信販売が真正利用であることもしくは不正利用であることを保証するものではありません。また、照合結果にかかわらず利用料金が発生するものとします。
同上	属性確認サービス利用料	1件毎に申込書において特定する額	甲が顧客から受領した申込情報と、カード会社が保有するクレジットカード所有者に関する情報が一致するか否かの照合を行うサービスです。但し、カード会社の事由により、照合を行えない場合があり、この場合において乙は何らの責任も負わないものとします。また、照合結果にかかわらず利用料金が発生するものとします。

2. コンビニエンスストア決済サービス

区別	名称	金額	定義等
取引手数料	トランザクション処理料	1件毎に申込書において特定する額	乙の決済データ処理サーバーで受信したコンビニエンスストア決済サービス（支払申込要求電文、支払申込キャンセル要求電文の処理において取引結果が成功した場合）にかかわる料金です。上記電文の受信とそれらの結果電文の送信をあわせたものを1トランザクションとします。
同上	収納手数料	商品代金の合計額に、申込書において特定する料率を乗じた額	取扱期間ごとのコンビニエンスストア決済サービスで収納された商品代金の合計額が対象となります。ただし、1取引の商品代金の金額に左記の料率を乗じて得られる金額が、申込書において定める額に満たない場合は、申込書記載の最低収納手数料を頂戴します。収納手数料には、決済事業者の所定の手数料、収入印紙代を含みます。

同上	収納手数料	1 取引毎に、申込書において 特定する取引金額単価に応じた額	取扱期間ごとのコンビニエンスストア決済サービスで 収納された 1 取引あたりの商品代金の金額が対象となります。収納手数料には決済事業者の所定の手数料、 収入印紙代を含みます。
付帯料金	—	—	—

3. 電子マネー決済サービス

区別	名称	金額	定義等
取引手数料	トランザクション処理料	1 件毎に申込書において特定 する額	乙の決済データ処理サーバーで受信した電子マネー決済サービス（支払申込要求電文、支払申込キャンセル 要求電文、返金申込要求電文、返金申込キャンセル要求電文の処理において取引結果が成功した場合）にか かわる料金です。上記電文の受信とそれらの結果電文の送信をあわせたものを 1 トランザクションとしま す。
同上	収納手数料	商品代金の合計額およびキ ャンセル処理された商品代 金相当額を合算した額に、 申込書において特定する料 率を乗じた額	取扱期間ごとの電子マネー決済サービスで決済された 商品代金の合計額に、キャンセル処理された商品代金 相当額の合算額が対象となります。収納手数料には、 決済事業者の所定の手数料が含まれます。
付帯料金	返金手数料	1 取引毎に申込書において 特定する額	乙に返金処理の依頼をされた際の処理に関わる料金で す。返金要求電文の受信とそれに基づく返品処理をあ わせたものを 1 取引とします。

4. 銀聯網決済サービス

区別	名称	金額	定義等
取引手数料	トランザクション処理料	1 件毎に申込書において特定 する額	乙の決済データ処理サーバーで受信した銀聯網決済サービス（与信要求電文、売上要求電文、返金要求 電文、キャンセル（与信）またはキャンセル（売上） 要求電文の処理において取引結果が成功と失敗した場 合）にかかわる料金です。上記電文の受信とそれらの 結果電文の送信をあわせたものを 1 トランザクション とします。
同上	収納手数料	商品代金の合計額に、申込 書において特定する料率を 乗じた額	取扱期間ごとの銀聯網決済サービスで収納された 商品代金の合計額が対象となります。収納手数料には、 決済事業者の所定の手数料が含まれます。
付帯料金	—	—	—

5. 銀行決済サービス

区別	名称	金額	定義等
取引手数料	トランザクション処理料	1 件毎に申込書において特定 する額	乙の決済データ処理サーバーで受信した銀行決済サー ビス（支払申込要求電文の処理において取引結果が成

			功した場合)にかかわる料金です。上記電文の受信とそれらの結果電文の送信をあわせたものを1トランザクションとします。
同上	収納手数料	1取引毎に申込書において特定する額	取扱期間ごとの銀行決済サービスで収納された1取引当たりが対象となります。収納手数料には、決済事業者の所定の手数料が含まれます。
付帯料金	—	—	—

6. キャリア決済サービス

区別	名称	金額	定義等
取引手数料	トランザクション処理料	1件毎に申込書において特定する額	乙の決済データ処理サーバーで受信したキャリア決済サービス（都度課金ステータスの与信要求電文、売上要求電文、キャンセル（与信）要求電文、キャンセル（売上）要求電文の処理において取引結果が成功と失敗、継続課金ステータスの与信要求電文、売上要求電文、キャンセル（売上後）要求電文の処理において取引結果が成功と失敗した場合）にかかわる料金です。上記電文の受信とそれらの結果電文の送信をあわせたものを1トランザクションとします。
同上	収納手数料	商品代金の合計額に、申込書において特定する料率を乗じた額	取扱期間ごとのキャリア決済サービスで収納された商品代金の合計額が対象となります。収納手数料には、決済事業者の所定の手数料が含まれます。
付帯料金	—	—	—

7. アリペイ決済サービス

区別	名称	金額	定義等
取引手数料	トランザクション処理料	1件毎に申込書において特定する額	乙の決済データ処理サーバーで受信したアリペイ決済サービス（売上要求電文、返金申込要求電文、または返金要求電文の処理において取引結果が成功と失敗した場合）にかかわる料金です。上記電文の受信とそれらの結果電文の送信をあわせたものを1トランザクションとします。
同上	収納手数料	商品代金の合計額に、申込書において特定する料率を乗じた額	取扱期間ごとのアリペイ決済サービスで収納された商品代金の合計額が対象となります。収納手数料には、決済事業者の所定の手数料が含まれます。
付帯料金	—	—	—

8. LINE Pay 決済サービス

区別	名称	金額	定義等
取引手数料	トランザクション処理料	1件毎に申込書において特定する額	乙の決済データ処理サーバーで受信したLINE Pay 決済サービス（与信要求電文、売上要求電文、売上キャンセル要求電文、または与信キャンセル要求電文の処

			理において取引結果が成功と失敗した場合) にかかわる料金です。上記電文の受信とそれらの結果電文の送信をあわせたものを1トランザクションとします。
同上	収納手数料	商品代金の合計額に、申込書において特定する料率を乗じた額	取扱期間ごとの LINE Pay 決済サービスで収納された商品代金の合計額が対象となります。収納手数料には、決済事業者の所定の手数料が含まれます
付帯料金	—	—	—

9. VeriTrans 後払い決済サービス
申込書記載のとおりとします。

10. PayPay オンライン決済サービス

区別	名称	金額	定義等
取引手数料	トランザクション処理料	1 件毎に申込書において特定する額	乙の決済データ処理サーバーで受信した PayPay オンライン決済サービス（与信要求電文、売上要求電文、返金要求電文、キャンセル（与信）またはキャンセル（売上）要求電文の処理において取引結果が成功と失敗した場合) にかかわる料金です。上記電文の受信とそれらの結果電文の送信をあわせたものを1トランザクションとします。
同上	収納手数料	商品代金の合計額に、申込書において特定する料率を乗じた額	取扱期間ごとの PayPay オンライン決済サービスで収納された商品代金の合計額が対象となります。収納手数料には、決済事業者の所定の手数料が含まれます。
付帯料金	—	—	—

11. メルペイ決済サービス

区別	名称	金額	定義等
取引手数料	トランザクション処理料	1 件毎に申込書において特定する額	乙の決済データ処理サーバーで受信したメルペイ決済サービス（与信要求電文、売上要求電文、返金要求電文、キャンセル（与信）またはキャンセル（売上）要求電文の処理において取引結果が成功と失敗した場合) にかかわる料金です。上記電文の受信とそれらの結果電文の送信をあわせたものを1トランザクションとします。
同上	収納手数料	商品代金の合計額に、申込書において特定する料率を乗じた額	取扱期間ごとのメルペイ決済サービスで収納された商品代金の合計額が対象となります。収納手数料には、決済事業者の所定の手数料が含まれます。
付帯料金	—	—	—

12. FamiPay 決済サービス

区別	名称	金額	定義等
取引手数料	トランザクション処理料	1 件毎に申込書において特定する額	乙の決済データ処理サーバーで受信した FamiPay 決済サービス（与信要求電文、売上要求電文、返金要求電文、キャンセル（与信）またはキャンセル（売上）要求電文の処理において取引結果が成功と失敗した場合）にかかわる料金です。上記電文の受信とそれらの結果電文の送信をあわせたものを 1 トランザクションとします。
同上	収納手数料	商品代金の合計額に、申込書において特定する料率を乗じた額	取扱期間ごとの FamiPay 決済サービスで収納された商品代金の合計額が対象となります。収納手数料には、決済事業者の所定の手数料が含まれます。
付帯料金	—	—	—

13. au PAY（ネット支払い）決済サービス

区別	名称	金額	定義等
取引手数料	トランザクション処理料	1 件毎に申込書において特定する額	乙の決済データ処理サーバーで受信した au PAY（ネット支払い）決済サービス（与信要求電文、売上要求電文、返金要求電文、キャンセル（与信）またはキャンセル（売上）要求電文の処理において取引結果が成功と失敗した場合）にかかわる料金です。上記電文の受信とそれらの結果電文の送信をあわせたものを 1 トランザクションとします。
同上	収納手数料	商品代金の合計額に、申込書において特定する料率を乗じた額	取扱期間ごとの au PAY（ネット支払い）決済サービスで収納された商品代金の合計額が対象となります。収納手数料には、決済事業者の所定の手数料が含まれます。
付帯料金	—	—	—

14. アプリ決済サービス

申込書記載のとおりとします。

15. PayPal 決済サービス

区別	名称	金額	定義等
取引手数料	トランザクション処理料	1 件毎に申込書において特定する額	乙の決済データ処理サーバーで受信した PayPal 決済サービス（与信要求電文、売上要求電文、返金要求電文、キャンセル（与信）またはキャンセル（売上）要求電文の処理において取引結果が成功と失敗した場合）にかかわる料金です。上記電文の受信とそれらの結果電文の送信をあわせたものを 1 トランザクションとします。
同上	収納手数料	商品代金の合計額に、申込	取扱期間ごとの PayPal 決済サービスで収納された商

		書において特定する料率を乗じた額	品代金の合計額が対象となります。収納手数料には、決済事業者の所定の手数料が含まれます。
付帯料金	—	—	—

16. 楽天ペイ（オンライン決済）決済サービス

区別	名称	金額	定義等
取引手数料	トランザクション処理料	1 件毎に申込書において特定する額	乙の決済データ処理サーバーで受信した楽天ペイ（オンライン決済）決済サービス（与信要求電文、売上要求電文、返金要求電文、キャンセル（与信）またはキャンセル（売上）要求電文の処理において取引結果が成功と失敗した場合）にかかわる料金です。上記電文の受信とそれらの結果電文の送信をあわせたものを 1 トランザクションとします。
同上	収納手数料	商品代金の合計額に、申込書において特定する料率を乗じた額	取扱期間ごとの楽天ペイ（オンライン決済）決済サービスで収納された商品代金の合計額が対象となります。収納手数料には、決済事業者の所定の手数料が含まれます。
付帯料金	—	—	—

17. d 払い（ネット決済）

区別	名称	金額	定義等
取引手数料	トランザクション処理料	1 件毎に申込書において特定する額	乙の決済データ処理サーバーで受信した d 払い（ネット決済）（与信要求電文、売上要求電文、返金要求電文、キャンセル（与信）またはキャンセル（売上）要求電文の処理において取引結果が成功と失敗した場合）にかかわる料金です。上記電文の受信とそれらの結果電文の送信をあわせたものを 1 トランザクションとします。
同上	収納手数料	商品代金の合計額に、申込書において特定する料率を乗じた額	取扱期間ごとの d 払い（ネット決済）で収納された商品代金の合計額が対象となります。収納手数料には、決済事業者の所定の手数料が含まれます。
付帯料金	—	—	—

18. 本人認証サービス

区別	名称	金額	定義等
取引手数料	トランザクション処理料	1 件毎に申込書において特定する額	乙の決済データ処理サーバーで受信した本人認証サービス（検証要求電文の処理において取引結果が成功した場合）にかかわる料金です。上記電文の受信とそれらの結果電文の送信をあわせたものを 1 トランザクションとします。
付帯料金	—	—	—

19. 再取引サービス

申込書記載のとおりとします。

20. ファイル処理サービス

申込書記載のとおりとします。

21. ワンクリック決済サービス

申込書記載のとおりとします。

22. 不正検知サービス

(1) CAFIS Brain

該当する利用規約および申込書記載のとおりとします。

(2) ACI ReD Shield

区別	名称	金額	定義等
取引手数料	トランザクション処理料	1 件毎に申込書において特定する額	・不正検知照合 1 回あたりに発生する費用となります。不正検知判定結果が ACI の不正検知照合に係るサーバから乙のサーバに到達した時点で 1 トランザクションとします。 ・不正検知照合はオーソリ毎に実施されます。ただし、パラメーターによって不正検知照合を行う実施条件を設定している場合は、当該条件を充足した場合のみ実施されます。
付帯料金	—	—	—

23. タブレットレンタルサービス

該当する利用規約および申込書記載のとおりとします。

■改定について

乙は、各決済サービスを追加・削除した場合、本件決済サービスの仕様等を変更した場合、その他乙が合理的理由により本記載の変更の必要があると判断したときは、基本規約の定めにかかわらずいつでも本記載を変更することができるものとします。この場合、乙が変更した日より変更の効力が発生するものとします。

■制定・改定

制定：2018 年 6 月 1 日

改定：2018 年 7 月 18 日

改定：2019 年 3 月 26 日

改定：2020 年 1 月 29 日

改定：2020 年 5 月 27 日

改定：2020 年 10 月 28 日

改定：2021 年 9 月 28 日
改定：2022 年 5 月 30 日
改定：2023 年 6 月 28 日
改定：2023 年 11 月 28 日
改定：2024 年 7 月 12 日
改定：2024 年 11 月 1 日
改定：2024 年 11 月 13 日
改定：2024 年 12 月 2 日

以上